

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月5日

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

連絡場所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資 中期国債ファンド
信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資 継続募集額 上限10兆円
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月26日提出済みの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還に伴う所要の変更を行うものです。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は<更新後>とし、原届出書に追加される内容を記載する場合は<追加>とします。

【証券情報】**(7) 【申込期間】**

<訂正前>

平成28年2月27日から平成29年2月27日までです。

(注) 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成28年2月27日から平成28年4月27日までです。

繰上償還により平成28年4月28日をもって信託を終了する予定です。

(12) 【その他】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

〔繰上償還の予定について〕

平成28年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、国債や短期金融資産の利回りも低下し、一部はマイナスの利回りで取引されております。このような環境下においては、中期利付国債をはじめとした公社債を中心に短期の金融商品も組み入れて元本の安定性に配慮しつつ安定した収益の確保をめざした運用を行うという当ファンドの商品性を維持していくことは極めて困難であることから、可能な限り早期に繰上償還を行うことが受益者にとって有利であると判断し、投資信託約款に定める「やむを得ない事情が発生したとき」に該当するものとして、平成28年4月28日をもって信託を終了する予定です。

なお、当ファンドの投資信託契約の解約に当たっては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条第3項ただし書きおよび同法施行規則第51条第1項第1号ならびに投資信託約款に定める「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」であって、同法第32条第3項の規定により準用される同法第30条第2項および投資信託約款に定める「一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合」に該当するため、異議申立て手続および反対者の買取請求権の規定の適用除外となります。

【有価証券報告書】**第一部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(2) 【ファンドの沿革】**

<訂正前>

(略)

平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

<訂正後>

(略)

平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

平成28年4月28日 繰上償還（予定）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
--------	---------------------

(略)

<訂正後>

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 繰上償還により平成28年4月28日をもって信託を終了する予定です。
--------	--

(略)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
-------	-----------------------

(略)

<訂正後>

解約の受付	原則として、解約の請求は平成28年4月26日までとします。
-------	-------------------------------

(略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間	昭和55年4月30日から無期限 (略)
------	------------------------

<訂正後>

信託期間	昭和55年4月30日から平成28年4月28日 繰上償還により平成28年4月28日をもって信託を終了する予定です。
------	---